こんなところから・・・ マルチ商法の勧誘に!?

最近、特に若者に対する<u>マッチングアプリやSNS</u>などを 通じたマルチ商法への勧誘についての苦情が増えています。











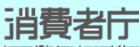
誘われて行っ てみたら・・・ マルチ商法 の勧誘だっ た!!



- ●会った際に別のイベントやビジネス等に誘われた場合には、その内容に注意しましょう。
- ●事務所や住居など密室へ訪問する場合には、用心しましょう。
- 契約したくない場合には、はっきりと断りましょう。

マルチ商法の勧誘を受けて困ったときは、一人で悩まずに消費者ホットライン(局番なし188)に相談しましょう。





契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ!

連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)は、 契約書面を受け取った日から 20日間以内であれば、原則として、無条件で契約解除ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには 条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に 相談しましょう。



クーリング・オフの方法

- ① ハガキなどの書面又は電子メールなどの電磁的方法で行いましょう。
- ② <mark>契約種別</mark>(例:会員契約、商品購入契約等)、<mark>契約情報</mark>(会員契約は会員番号、会費額、契約日、勧誘者名など。商品購入契約は商品名、契約金額、契約日など。)及び 契約の解除・返金を求める旨を書きます。<u>あなたの住所・氏名を書くことも忘れずに</u>。
- ③ ハガキの場合、表・裏共にコピーを取り、郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらい、ハガキのコピーと受取証を大切に保管しましょう。
- ④ 電子メールの場合、送信したメールは削除しないでおきましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を 過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。 諦めずに消費生活センター等に相談しましょう!



ハガキの記載例



株式会社●●●● 御中

通知書

商品購入契約

商品名 ○○サプリメント 契約金額 ○○○○○円 契約年月日 令和○年○月○日

上記のいずれの契約も解除しますので、支 払った代金○○○○○円を返金してくださ い。

令和○年○月○日 ○○県○市○町○丁目○番○号 氏名 ○○ ○○



消費者ホットライン18 8 イメージキャラクター 『イヤヤン』

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。 身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。 , , , , ,

消費者ホットライン ☎(局番なし)188

